相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡まんのう町吉野三三五〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市若松町字向山五番地六　被相続人　亡　大西　能生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地　天政ビル二階　牧野・櫻井法律事務所　相続財産管理人　櫻井　敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡精華町大字祝園小字馬場脇二二番地、最後の住所京都府相楽郡精華町大字祝園小字柞ノ森一九番地二　被相続人　亡　岩本　博和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永井　弘二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区御陵血洗町六二番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　室田　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地　インターワンプレイス京都四階　京都第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡辺　輝人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市上之島町南四丁目四〇番地五、最後の住所大阪府八尾市上之島町南四丁目四〇番地の五　被相続人　亡　信田　巌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区野江三丁目二六番、最後の住所大阪府東大阪市西岩田三丁目三番一三―八〇六号　被相続人　亡　板本喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビルディング四階　相続財産管理人　弁護士　小寺　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市喜里川町一五番一五号　被相続人　亡　横谷勇こと　朴　永圭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階　相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区皆実町二丁目二七〇番地、最後の住所広島市南区皆実町二丁目六番五号　被相続人　亡　村田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

事務所広島市中区上八丁堀七番九―三〇一号　相続財産管理人　松原　佐江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市警固屋五丁目一一番地、最後の住所広島県呉市阿賀中央六丁目八番五―三〇一号　被相続人　亡　奥野　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

事務所広島県呉市中央三丁目六番一三号　相続財産管理人　脇坂　幸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市西春日町一四〇七番地、最後の住所香川県高松市室新町一〇五三番地一エクセル栗林二〇一　被相続人　亡　谷本　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

香川県高松市亀井町八番地一一　B―Z高松プライムビル八階　あかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　阿部　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県幡多郡大月町大字弘見一三五七番二号地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区町谷三丁目一四番三三号鈴木ハイツ二〇二号　被相続人　亡　町田　修郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

事務所高知県高知市長浜六六六番地　相続財産管理人　西﨑　信昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡湯前町二〇六八番地、最後の住所福岡県福岡市東区原田四丁目三四番一八―八〇六号　被相続人　亡　高尾　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一四番一六号福岡三栄ビル三階　天神総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小田　雅章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字上宮永一二九〇番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永一〇〇五番地四　被相続人　亡　松井　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十三日

事務所大分県中津市中殿町三丁目二三番地の二　ビルナカドノ一階　弁護士法人清源法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清源　了胤

第35期決算公告

平成25年8月24日　東京都中野区中央1―21―4

株式会社ノーザ

代表取締役　中澤　治

貸借対照表の要旨（平成25年5月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,557	流動負債	989
固定資産	3,445	固定負債	1,261
		株主資本	3,856
		資本金	94
		資本剰余金	37
		資本準備金	37
		利益剰余金	3,724
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	3,700
		（うち当期純利益）	(347)
		評価・換算差額等	△ 104
		その他有価証券評価差額金	△ 104
資産合計	6,002	負債・純資産合計	6,002